

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和元年第4回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第108号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

#### 資料1 新旧対照表

令和元年8月28日

健康福祉局

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年3月24日条例第21号 (犬、猫等の動物の引取り)</p> <p>第12条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第21条の2第7号に規定する条例で定める場合は、第一種動物取扱業者（法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者をいう。次条第1項において同じ。）から引取りを求められた場合その他の規則で定める場合とする。</p> <p>2 市長は、法第35条第1項本文又は第3項の規定により犬又は猫の引取りを求められたときは、引き取るべき日時及び場所を指定し、かつ、それを引き取るために必要な指示をすることができる。</p>	<p>○川崎市動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年3月24日条例第21号 (犬、猫等の動物の引取り)</p> <p>第12条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第21条の2第7号に規定する条例で定める場合は、第一種動物取扱業者（法第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者をいう。次条第1項において同じ。）から引取りを求められた場合その他の規則で定める場合とする。</p> <p>2 市長は、法第35条第1項本文又は第3項の規定により犬又は猫の引取りを求められたときは、引き取るべき日時及び場所を指定し、かつ、それを引き取るために必要な指示をすることができる。</p>